

# 福島県 大熊町

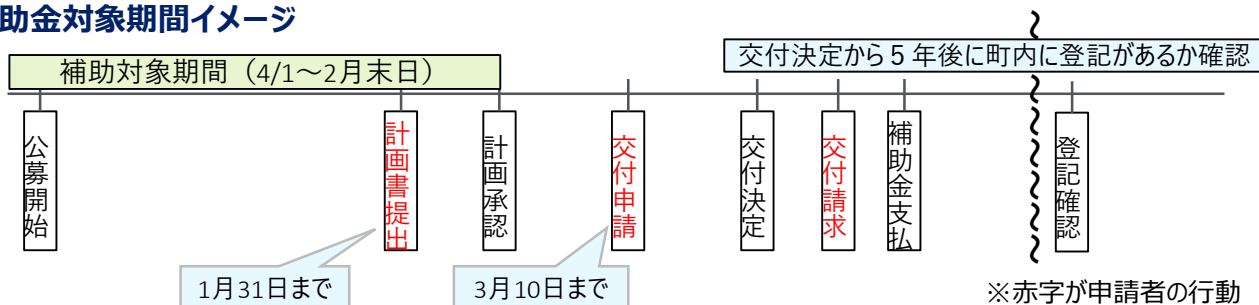
## 創業・本社機能移転促進補助金のご案内



町内で新規創業又は町内に本社機能移転する事業者様の様々な経費を補助します。

補助対象事業者	①福島イノベーション・コースト構想における重点分野又は福島国際研究教育機構の研究開発分野の事業を行っている又は行う計画があること ②町内にて新たに法人を設立して1年を経過しない者 ③本社機能を有する事業所を町内に移転する者 ④交付決定の日から5年以上町内に本社機能を維持し事業を行う者 等	
補助対象期間	計画承認の日が属する年度の4月1日から2月末日まで	
補助対象経費	・土地又は建物の購入に係る費用 ・建設に係る費用 ・土地又は建物の賃借に係る費用 ・事務所の整備費 ・備品等の調達費 ・輸送費 等	
補助率	補助対象経費の10/10	
	新規創業する事業者	本社機能を移転する事業者
申請回数上限	2回	1回
補助上限額	200万円	町内従業者に応じて 200万円～500万円

### 補助金対象期間イメージ



### ■関連するその他の補助金

#### ●福島県本社機能移転促進雇用奨励金

福島県では、県内に本社機能を移転または拡充する企業等に対し、新規地元雇用者1人につき100万円の奨励金を交付する制度があります。



#### ●福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金

福島県では、12市町村内における創業や12市町村外からの事業展開に対して、その事業に要する経費の一部を補助する制度があります。



#### ●福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金

福島県では、原子力被災事業者が、事業再開や新規投資、販路開拓等の事業展開投資を行う場合において、その事業に要する経費の一部を補助する制度があります。



申請書類や募集要項等の詳細は、HPでご確認ください

問い合わせ先：福島県大熊町 ゼロカーボン推進課 産業振興係

TEL：0240-23-7643 メールアドレス：zerocarbon@town.okuma.fukushima.jp 令和6年4月現在

